

委託契約書(案)



- 委託業務の名称 京都縦貫自動車道外1線道路交通管理業務委託
- 委託期間 令和2年6月1日から
令和5年5月31日まで
- 委託料 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
- 契約保証金 落札決定後記入

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 受注者は、発注者が定める道路交通管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(関連業務等の調整)

第2条 発注者は、受注者の行う業務及び発注者の発注に係る第三者の実施する他の業務（以下この条において「業務等」という。）が業務を行う上で密接に関連する場合において、必要があるときは、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う業務等の円滑な履行に協力しなければならない。

(委託代金内訳書及び月別支払予定表の提出)

第3条 受注者は、契約締結後10日以内に仕様書に基づいて、委託代金内訳書を発注者に提出するとともに、月別支払予定表を作成し、発注者の承認を受けなければならない。

(監督員)

第4条 発注者は、その職員のうちから、受注者の委託業務の実施について、監督又は指示する監督員を定め、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(総括責任者)

第5条 受注者は、使用する者の中から、現場において、発注者の監督又は指示に従い委託業務の実施に関し、責任をもって処理する総括責任者を選任するものとする。この場合、受注者は総括責任者に委任する職務の範囲を、発注者に通知するものとする。

2 受注者は、前項に規定する総括責任者の氏名、職歴等を書面をもって発注者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

3 発注者は、総括責任者が委託業務を実施するうえで不相当と認めるときは、その理由を明示して、受注者にその変更を求めることができる。この場合、受注者は、適切な措置をとらなければならない。

(定期点検責任者、業務員及び点検者)

第6条 受注者は、委託業務に従事する定期点検責任者、業務員及び点検者の氏名、職歴等を書面をもって発注者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(車両の持ち込み等)

第6条の2 電気通信・機械施設等保守定期点検業務を実施するために必要な車両は、受注者が用意し持ち込むものとする。

2 受注者が用意した車両の維持管理に関する費用は、すべて受注者の負担とする。

(委託業務の内容の変更)

第7条 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、両者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(報告及び処理状況の調査)

第8条 受注者は、仕様書に基づき作成した報告書を発注者に提出し、業務の状況を報告しなければならない。

2 発注者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を、受注者に報告させ又は調査し、若しくは検査することができる。

3 発注者は、前2項の報告又は調査若しくは検査の結果、委託業務の処理が適正でない認めるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

- 4 受注者は、前項の規定により発注者から指示を受けたときは、その指示に基づき、すみやかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を発注者に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第9条 受注者は、当該月の業務を完了したときは、直ちに発注者に業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のため、受注者の立ち会いの上、検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第10条 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に対して書面をもって甲が承認した月別支払予定表により委託料の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.7パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天変地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第11条 発注者が第9条第2項の検査期間中に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、発注者は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を受注者に支払うものとする。

(履行遅滞)

第12条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、各月の末日までに当該月の業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了した日までの日数に応じ、第13条に定める各年度の委託料に対し年2.7パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。この場合においては、第10条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規程による」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）の規定を準用する」と読み替える。

- 2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

(各年度ごとの支払額)

第13条 各年度における委託料の支払額は、次のとおりとする。

令和2年度	¥	
	(うち消費税及び地方消費税の額	¥)
令和3年度	¥	
	(うち消費税及び地方消費税の額	¥)
令和4年度	¥	
	(うち消費税及び地方消費税の額	¥)
令和5年度	¥	
	(うち消費税及び地方消費税の額	¥)

(施設等の貸与)

第14条 発注者は、受注者が委託業務を実施するために仕様書に定める必要な施設、車両及び物品（以下「貸与施設等」という。）を受注者に無償で貸与するものとする。

- 2 受注者は、貸与施設等を委託業務以外の目的に使用し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。
- 3 受注者は、貸与施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(貸与施設等の維持及び修繕費用の負担)

第15条 受注者は、次の各号に掲げる貸与施設等の維持及び修繕について、受注者の費用負担において行うものとする。

- (1) 施設及び車両については、通常に維持及び軽微な修繕を行うこと。
- (2) 物品については、原則として全ての維持及び修繕を行うこと。

(貸与施設等の返納)

第16条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、貸与施設等をすみやかに発注者に返納しなければならない。

- (1) 第17条、第17条の2又は第17条の3の規定により契約が解除されたとき。
- (2) その他発注者が特に必要と認めたとき。

(契約の解除)

第17条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 受注者が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 発注者の事業運営に支障となる行為を企て、又は行ったとき。
- (5) 委託事業を実施する者として不適當であると認められる事実が発生したとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 第7条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 発注者が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

（談合等による解除）

第17条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（予算削減に係る契約の解除等）

第17条の3 発注者は、翌年度以降の発注者の収入支出予算において、受注者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

（違約金）

第18条 受注者は、第17条第1項又は第17条の2の規定により契約を解除されたときは、委託料の10分の1を違約金として発注者の指定する期日までに発注者に支払うものとする。ただし、第2号に該当した場合であって、この業務を完了させたときは、この限りでない。

- (1) 第17条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

イ アの他、受注者が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発生したとき。

ウ 発注者の受注者に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。

- 2 発注者定は、第17条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の10分の1を違約金として受注者の指定する期日までに受注者に支払うものとする。

（損害賠償）

第19条 受注者は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定める額を発注者に賠償しなければならない。

(1) 貸与施設等をき損し、又は滅失し、発注者に損害を与えたときは、当該損害の額

(2) 発注者の管理する道路施設及び物件をき損し、又は滅失し、発注者に損害を与えたときは、当該損害の額

(損害賠償の予定)

第19条の2 受注者は第17条の2各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求を妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

第20条 第18条第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同項第2号に該当する場合であつて、この業務を完了させたときは、この限りではない。

(相殺予約)

第20条の2 この契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第21条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第22条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第23条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第24条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係法令の遵守)

第25条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)
第26条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 京都府道路公社
京都府道路公社管理事務所
所 長

印

受注者

印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に関する措置を講じなければならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、発注者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を発注者に届け出て、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(運搬)

第8 受注者は、この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、き損及び滅失を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者がこの契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(従事者への周知及び監督)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(取扱い状況の報告及び調査)

第11 発注者は、必要があると認めるときは、この契約による個人情報の取扱いの状況について、受注者に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。

(指示)

第12 発注者は、この契約による個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者は、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。